

0～2歳児クラスの保護者に配付してください

令和4年3月7日

横浜保育室0～2歳児クラスの  
保護者の皆様

登園日数に応じた保育料の日割り対応について

日頃から本市保育・教育行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

令和4年2月10日付「まん延防止等重点措置期間の延長にかかる保育所等の対応について（依頼）」でお知らせしておりましたとおり「登園をしなかった場合の保育料」について、まん延防止等重点措置期間が終了する日まで継続することとしているため、3月21日まで延長になりました。

1 対象児童

次の要件をすべて満たす児童

- 横浜保育室の基本助成費の対象児童（0～2歳児クラス）のうち、幼児教育・保育の無償化対象となっていない児童

市民税	0～2歳クラス	3～5歳クラス
非課税	幼児教育・保育の無償化対象（利用料0円）	幼児教育・保育の無償化給付
課税	今回の助成（日割り対応）対象者	（上限37,000円）の対象

- 2の対象期間中に在籍した児童
- 横浜市民または川崎市民

2 対象期間

- ※ 1月21日（金）～3月21日（月）
- ※ 終了日は、まん延防止等重点措置期間が終了する日までになります。なお、この取扱いに変更がある場合は別途通知します。
- ※ 延長等の理由により期間が変更にならなかった場合、3月22日以降の保育料については今回の取扱いの対象期間外のため、登園の有無にかかわらず、日曜日・祝日を除いた在籍日数分の保育料が発生します。

3 保護者の皆様が行う手続

施設から返金を受けた場合は、受領証明書を施設にご提出ください。

※登園日数については各施設から報告を受けるため、保護者の皆様に行っていただく手続はありません。

#### 4 日割り対応における保育料算定の考え方

変更後の保育料：通常保育料÷25日(※)×実際の登園日数

<10円未満切り捨て>

※ 運営助成費の日割り対応（横浜保育室事業実施要綱第12条第10項）の考え方に準じ、月によらず「25日」で割り一日あたりの保育料相当額を計算します。

(留意点)

- 1月4日～20日及び3月22日～31日については今回の取扱いの対象期間外のため、登園の有無に関わらず、日曜日・祝日等を除いた在籍日数分の保育料が発生します。
- 1日でも欠席した場合は日割り対応の対象となりますが、欠席日数が0日の場合は対象外となります。
- 対象期間中の登園しなかった日について、理由は問いません。
- 普段登園していない曜日（例：土曜日など）でも、実際に登園しなかった場合は、保育料が減額されます。

問合せ先

こども青少年局保育・教育運営課

045-671-3564